

平成 22 年 3 月 8 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 の皆様

高知市役所 総務部 契約課

## 平成 22 年度 入札・契約制度の改正について

高知市では、建設工事に係る入札・契約制度について下記のとおり改正し、平成 22 年 4 月 1 日より施行いたします。

記

### 1 事後審査型制限付き一般競争入札の総合評価落札方式への拡大

申請書類の審査を入札後に行う事後審査型一般競争入札を、総合評価落札方式を採用した入札にも適用します。但し、提案を求めるもの（施工計画等）は事前に審査します。

### 2 一般競争入札における配置予定技術者要件の緩和

一般競争入札における配置予定技術者の工事への従事経験を次のとおり緩和します。

- (1) 従事経験について、これまで全工期への従事を求めていたものを、**工期の2分の1を超える期間**の従事とします。
- (2) 同種工事の実績については、これまで原則として、発注工事の2分の1以上の金額の工事の従事経験を求めていたものを、**500万円以上の工事の従事経験**とします。

但し、下水道工事や特殊工事については、従来どおりとしますので、各発注工事の公告内容を確認ください。

### 3 総合評価落札方式の名称の変更

本市の総合評価落札方式（工事）の各型の名称を次のとおり変更します。

変更前	変更後
高度技術提案型	高度技術提案型
標準型	技術提案型
簡易型	施工計画型
特別簡易型	企業評価型

### 4 暴力団等の関与が認められる請負業者との契約解除

契約後、請負業者に暴力団等の関与が認められるとき（高知市競争入札指名停止措置要綱別表第2第10号から第17号までに掲げる措置要件に該当すると認められるとき）は、契約の解除ができる旨の規定を契約約款に追加します。

## 5 指名停止中の者との下請契約の禁止

指名停止中の者を下請負人とする下請契約を禁止し、また、指名停止中の者と下請契約を締結した場合の契約解除の要求ができる旨の規定を契約約款に追加します。

なお、指名停止中の者については契約課の閲覧室で閲覧することができます。

以 上

事務担当 高知市 総務部 契約課 (工事契約担当)  
高知市本町5丁目1番45号(本庁舎4階)  
:088-823-9416 FAX:088-823-9496  
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp